

認可地縁団体手続き マニュアル



市民課

【令和4年11月改訂】

目次

《手続き》

◆申請できる地縁による団体	P 1
◆認可の要件	P 2
◆認可申請手続き	P 3
◆認可告示後の手続き等	P 5
1 法人登記	P 5
2 認可地縁団体証明書	P 5
3 不動産登記	P 6
4 認可地縁団体の義務	P 6
5 認可地縁団体にかかる税金	P 6
◆告示された事項や規約に変更がある場合	P 7
◆不動産に係る登記の特例	P 8
◆質疑応答	P 10
◆手続きの窓口	P 11

《様式集》

◇認可申請書	P 12
◇自治会規約（例）	P 13
◇議事録（例）	P 19
◇構成員名簿（例）	P 20
◇良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動 を現に行っていることを記載した書類	P 21
◇代表者就任承諾書	P 22
◇代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	P 23
◇代理人の有無	P 24
◇告示事項変更届出書	P 25
◇規約変更申請書	P 26
◇所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	P 27
◇申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	P 28
◇地縁団体証明書交付請求書	P 29
◇認可地縁団体印鑑登録申請書	P 30
◇認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	P 31
◇認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	P 32

認可地縁団体手続きマニュアル

自治会等名義で不動産登記ができます

これまで、自治会や町内会等の「地縁による団体」は法人格が認められていないため、自治会等で所有する山林等の不動産の登記名義は、当該団体の会長個人または役員等での共有名義としてありました。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題や当該名義人の債務不履行による債権者からの不動産差し押さえなどの問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、「地縁による団体」が一定の要件を満たす場合に法人格を取得し、自治会等の団体名義で不動産登記ができる制度が導入されました。

制度創設時の趣旨から、「地縁による団体」が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、自治会等の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになってきていることを踏まえ、令和3年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。(令和3年11月26日施行)

◆ 申請できる地縁による団体

「地縁による団体」とは、地方自治法第260条の2第1項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

この制度は、自治会や町内会のように一定の区域に住所を有する人が誰でもその構成員となれる団体が対象になります。

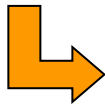
次のような団体は対象となりません。

- 特定の目的の活動だけを行う団体…×
(同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動だけを行う団体など)
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体…×
(老人会や子ども会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など)

◆ 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

- 1 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、**現にその活動を行っている**と認められること。



地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦旅行など、一般的な町会・自治会活動のことです。現に活動を行っていることを確認する方法として、例えば、総会に提出された前年度の活動実績の報告書等の提出が必要です。

- 2 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること



河川・道路等で区域が画されているなど、**容易に町内会・自治会等の区域・範囲がわかる状態**であること、という意味です。一定の地域に自治会等が混在し区域が区分されていない場合や地域が一つにまとまっていない場合等については、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

- 3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること



その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民（町内会・自治会等に参加していない人を含む）の過半数以上が目安です。

- 4 規約を定めていること

地方自治法第260条の2第3項の規定に基づき、



(1) 目的・(2) 名称・(3) 区域・(4) 主たる事務所の所在地・(5) 構成員の資格に関する事項・(6) 代表者に関する事項・(7) 会議に関する事項・(8) 資産に関する事項が定められている必要があります。

◆ 認可申請手続き

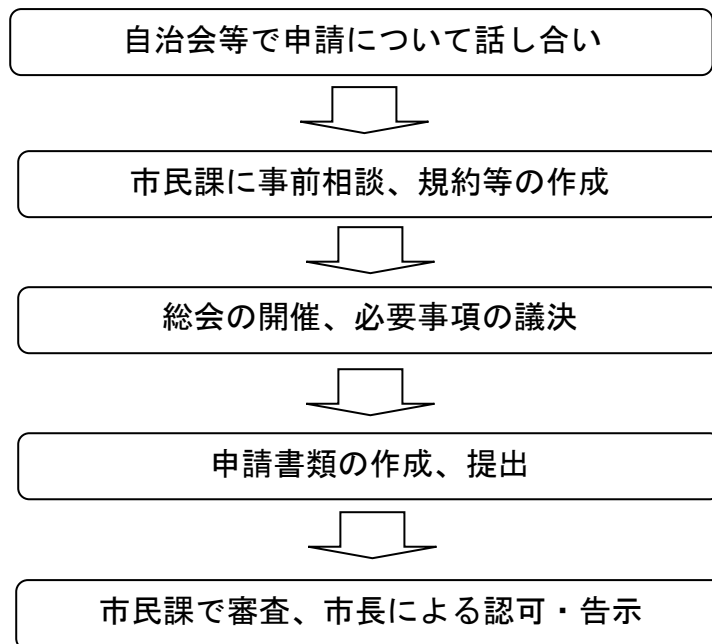
まず、認可申請することについて、自治会の中でよく話し合ってください。地縁団体として認可を受けるためには、自治会の総会で認可申請について審議し、設立の意思決定をします。また、それ以外にも、認可を受けるのに必要な事項（認可要件に合致する規約の制定・改正、代表者の選任、構成員の確定など）の総会議決が必要です。詳細については、事前に市民課に相談してください。実際の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- 1 認可申請書
- 2 規約（認可要件に合致するもの）
- 3 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類
- 4 構成員の名簿
（加入する全員の住所・氏名が記載されているもの）
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類
（事業報告書・決算書、事業計画書・予算書など）
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
（申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写し及び代表者の承諾書の写し）

※ なお、必要に応じ、区域を示した図面（住宅地図等に赤色で囲んで表示したもの）の提出を求めることがあります。

申請書類書式一式が整えば市民課へ提出してください。（電子メール・FAXは不可）認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。市長が認可及び告示して認可手続きは完了です。

申請手続きの流れ



- 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人とみなされ、収益事業のみ課税対象となります。（詳しくは税務署等にお問い合わせください。）
- 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 特定政党のために利用してはいけません。

◆ 認可告示後の手続き等

1 法人登記

地縁としての法人登記は、美作市長が行う告示をもってこれにかえることとなります。ついては、法務局への法人登記は必要ありません。

2 認可地縁団体証明書

●地縁団体証明書（認可地縁団体謄本）

地縁団体証明書は請求に基づき、地縁団体台帳の写しをもって交付します。証明書の手数料は1通300円で、市長による告示のあった日から発行できます。

○認可地縁団体証明書発行に必要なもの

- ・申請書（市民課にて配布）※申請者が署名する場合は印鑑不要
- ・交付手数料1通につき300円

●認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明

美作市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年3月31日公布）の規定に基づき、不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。団体の代表者に限り、申請が可能です。手続きについては、市民課で受け付けます。

○印鑑登録に必要なもの

- ・申請書（市民課にて配布）
- ・登録する代表者個人印（美作市に印鑑登録している印）
- ・代表者個人の印鑑証明書
- ・登録する団体印

○印鑑登録証明書の交付請求に必要なもの

- ・申請書（市民課にて配布）
- ・登録する代表者個人印（印鑑登録している実印）
- ・登録する団体印
- ・交付手数料1通につき300円

3 不動産登記

●表示登記・保存登記

地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書などを添付することとなります。不動産登記手続きについては、司法書士や法務局等と協議してください。

4 認可地縁団体の義務

●市長への届出義務

告示事項を変更したとき（代表者変更等）、規約を変更したとき、団体が解散等をした場合には、届け出なければなりません。

5 認可地縁団体にかかる税金

●法人市民税

登録団体の長へ申告納付等の関係書類が4月初旬頃に送付されます。収益事業を行っていない場合は非課税となり、申告納付は不要です。

●固定資産税

公共の用に供する集会施設等は、減免申請を行うことができます。

税の種類		地縁団体の認可を受けた団体	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	非課税	均等割と法人税割額 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 (集会施設など減免措置あり)	固定資産税の評価額で課税 課税
県 税	法人県民税	課税免除	均等割と法人税割額 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 (委任の終了登記の場合等 減免措置あり)	不動産を取得した時点の評価額 課税
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

◆ 告示された事項や規約に変更がある場合

告示された事項に変更がある場合（代表者が交替するときなど）や規約に変更がある場合には、手続きが必要です。次の書類を提出してください。

● 告示事項に変更がある場合

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証する書類
（承諾書の写しと議事録署名人が署名押印した総会議事録の写しなど）

● 規約に変更がある場合

- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 規約変更の内容と理由を記載した書類
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
- ・ 内容によっては、別途告示事項変更届出書が必要です。

* 規約変更を検討されている場合は、事前に市民課までご相談ください。

◆ 告示された事項や規約に変更がある場合

◆ 不動産に係る登記の特例

地方自治法の一部改正により、平成27年4月1日から、認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例規定が設けられました。

認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿の登記名義人の所在が知れない場合や既に亡くなっており、相続登記がされていない場合など、所有権の保存又は移転の登記に関する手続きが困難なものに特例を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市長が一定の手続きを経て、証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

1 特例の適用を受けるための要件（全て満たしている場合）

- ・ 申請不動産を所有していること
- ・ 申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ・ 申請不動産の登記関係者（表題部所有者、所有家の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

2 不動産に係る登記の特例申請手続き

まず、書類の作成等について市民課に相談をしてください。また、地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等を行ってください。

書類の作成等ができましたら、規約に従い、総会で審議し、「申請不動産の所有に至った経緯について」「特例適用を申請すること」「公告申請書」の総会議決等が必要となります。

3 公告申請手続き

適用を受けるに当たっては、市長が、認可地縁団体が所有する不動産についての所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者に対し、異議を述べるべき旨を公告することが必要となります。

代表者は、公告の申請書に次に掲げる書類を添えて市民課に提出してください。なお、申請者は代表者となります。

- ・ 公告申請書
(添付書類)
- ・ 申請不動産の登記事項証明書（法務局で交付）
- ・ 申請者が代表者であることを証明する書類
- ・ 申請不動産について特例申請を行う旨を承認された総会議事録の写し
- ・ 特例の適用を受けるための要件を疎明するに足る資料

※次の（１）から（３）について証明できる資料が必要

- （１）認可地縁団体が今回申請の不動産について所有及び 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
(地方自治法第 260 条の 38 第 1 項第 1 号及び第 2 号)
- （２）今回申請の不動産の登記事項証明書の表題部所有又は所有権登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること（地方自治法第 260 条の 38 第 1 項第 3 号関係）
- （３）今回申請の不動産の登記関係者の全部又は一部の所有が知れないこと（地方自治法第 260 条の 38 第 1 項第 4 号関係）

4 公告申請後

提出された申請書類により、不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしていると判断した場合、必要事項について、市長が公告を行います。

異議のある者は、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に必要書類を添えて、市民課に提出してください。

また、3ヶ月以上の公示期間内に異議を述べる者が現れなかった場合は、登記関係者の承諾があったものとみなされ、認可地縁団体に対し、市から公告の期間内に異議を述べなかったことを証する情報が提供されます。この情報の提供を受けた認可地縁団体は、証する情報に記載された不動産について、所有権の保存の登記を申請することができるのと同時に、単独で所有権の移転の登記を申請することができます。

◆ 質疑応答

問 1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

答 地方自治法第 260 条の 2 の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされることはありません。

問 2 良好の地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動ですか。

答 その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。また、近年では、高齢者への生活支援や地域交通の維持等、幅広い活動を行う団体もあります。

問 3 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

答 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、飛地があったとしても、地域としてもまとまりが歴史的な実態としてあれば許可の対象になります。

問 4 個人を構成員としても、表決権を世帯単位で 1 票とすることができますか。

答 会員はそれぞれ 1 票の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位とすることが可能です。この場合、規約に「所属する世帯の構成員数分の 1 票」と定めておくことが望ましい。

問 5 構成員には個人のみを認め、法人は認められないのはなぜですか。

答 地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人とのつながりであるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。なお、法人については団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対して様々な支援を行う関係から「賛助会員」として、位置づけ、その活動に参加することは可能であると考えます。

問6 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるか。

答 申請書に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。ここで構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることが出来ますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。入会しようとする者のみ名簿に記載すればよいものです。

問7 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能ですか。

答 地方自治法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全ての総会の議決によって行われなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。

しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

◆ 手続きの窓口

【地縁による団体の認可等・全般的な問い合わせ】

美作市役所 市民部 市民課（電話：0868-72-1143）

【認可地縁団体の税に関する問い合わせ】

- ・市税…美作市役所税務課（電話：0868-72-0927）
- ・県税…美作県民局税務部（電話：0868-23-1267）
- ・国税（法人税）…津山税務署（電話：0868-22-3147）
- ・国税（登録免許税）…岡山地方法務局津山支局（電話：0868-22-9155）

美作市長 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無
- 7 代理人の有無

【自治会規約（例）】

●●自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) ●●●●●●●●●●●●●●●●
- (5) ●●●●●●●●●●●●●●●●

（名称）

第2条 本会は、●●●会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、美作市△△×番地から××番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、岡山県美作市△△×番地に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、●●に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

（役員の種類別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 ●人
 - (3) その他の役員 ●人
 - (4) 監事 ●人
- (役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- (役員任期等)

第12条 役員任期は、●年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後●か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から●日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の●日前までに文書をもって通知しなければならない。
(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会員の表決権)

第21条 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
 - (1) ●●●●●●●●
 - (2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が

署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の●分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から●日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも●日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において●分の●以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年●月●日に始まり、●月●日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、美作市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定より解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の●分の●以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、●●が別に定める。

附則

1 この規約は、設立認可のあった日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設

立総会の定めるところによる。

- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和●年●月●日までとする。

【議事録（例）】

令和 年度〇〇〇総会
令和 年 月 日

開 会

1. 議長選出・・・〇〇〇〇
2. 資格審査・・・〇〇人以上の出席・委任により総会を開催
3. 議題
 - (1) 令和〇〇年度事業報告

 - (2) 令和〇〇年度会計報告

 - (3) 令和〇〇年度事業計画案
※結果を記入（例：賛成多数により承認）

 - (4) 令和〇〇年度予算案
※結果を記入（例：賛成多数により承認）

 - (5) 地縁団体認可申請について
※結果を記入（例：賛成多数により承認）

 - (6) 役員選出（役員は地縁団体の代表を兼ねる）
次のとおり役員を決定した。
会長：〇〇〇〇
副会長：〇〇〇〇
会計：〇〇〇〇
監事：〇〇〇〇
4. 議長解任

閉 会

以上の議事録に相違ありません。

議長	〇〇〇〇	Ⓜ
議事録署名人	〇〇〇〇	Ⓜ
議事録署名人	〇〇〇〇	Ⓜ

【構成員名簿（例）】

構成員名簿

番号	氏名	住所	備考
1	美作太郎	美作市〇〇1-1	
2	美作次郎	美作市〇〇1-1	
3	英田一郎	美作市△△1-2	
4	英田二郎	美作市△△1-2	
5	〇〇△△	美作市□□1	

※氏名、住所がわかれば特に様式に定めはありません。

【良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類見本】

令和〇〇年度 〇〇自治会行事報告書

月 日	事業内容	場所	備考
4月 1日	役員会	〇〇集会所	
4月 7日	総会	〇〇集会所	
5月10日	道づくり	〇〇地区	
8月15日	盆踊り	〇〇広場	
10月10日	秋祭り	〇〇広場	
12月 1日	役員会	〇〇集会所	

【代表者就任承諾書様式】

代表者就任承諾書

私は、令和 年 月 日の総会において、代表者に選任されたので、その就任を承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

【代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無様式】

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者の氏名

1. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2. 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏名

住所

(2) 無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は「無」に○印をしてください。

【代理人の有無様式】

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者の氏名

1. 代理人の有無

(1) 有 代理人有の場合

代理人 氏名

住所

(2) 無

※「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代理人との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

【届出書様式（第二十条関係）】

令和 年 月 日

美作市長 殿

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由

【申請書様式（第二十二條関係）】

令和 年 月 日

美作市長 殿

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

美作市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存及び移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 38 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

美作市長 殿

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求め
る申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をす
ることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類
（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での
協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

地 縁 団 体 証 明 書 交 付 請 求 書

令和 年 月 日

美作市長 殿

請求者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

下記の地縁団体について、証明書の交付を請求します。

記

請求に 係る 地縁 団体	名 称	
	事務所の所在地	
証明書の使途		

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

美作市長 殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
	氏 名		印	
住 所				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 _____
 代理人 氏 名 _____ 印

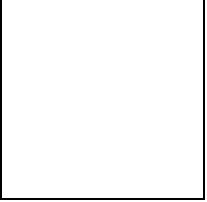
(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任する旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 氏名の次には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者氏名の欄に押印する印鑑は、市町村において登録されている個人の印鑑を、押印するとともに、その個人の印鑑の印鑑証明書を添えてください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

美作市長 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
氏 名		印		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名 印


(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任する旨を証する書面が必要です。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者氏名の欄に押印する印鑑は、本人又は市内の代理人の場合は、本市において登録されている個人の印鑑を、市外の代理人の場合は、住所を有する市町村に登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 市外の代理人によるときは、代理人の印鑑登録証明書を添付してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

美作市長 殿

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
	氏 名		印	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所 _____
 代理人 氏名 _____ 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任する旨を証する書面が必要です。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者氏名の欄に押印する印鑑は、本人又は市内の代理人の場合は、当市において登録されている個人の印鑑を、市外の代理人の場合は、住所を有する市町村に登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 市外の代理人によるときは、代理人の印鑑登録証明書を添付してください。